

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則

(中小企業支援室)

一

告 示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

(食と暮らしの安全推進課)

一

○救急医療機関の認定

(医療政策課)

二

○特定農業用ため池の指定

(農村整備課)

二

○道路法に基づく市町村道の災害復旧に関する工事の完了

(道路課)

二

選挙管理委員会

○政治団体の届出

二

○政治団体の届出事項の異動届

三

○政治団体の解散届

三

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)

四

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)

四

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)

四

○資金管理団体の届出

五

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和三年分)

五

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表

五

○住民監査請求に係る監査結果の公表

一五

規 則

中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則

(中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第一条 中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「〇・四パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

(中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正)

第二条 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(令和四年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同項中「百分の八十以内」とあるのは、」を「同項第二号中「百分の八十以内」とあるのは「百分の九十以内」と、同項第三号中「百分の八十以内(別表第二の一の項に掲げる要件に適合する場合にあつては、百分の九十以内)」とあるのは「」に改める。

附則第三項中「〇・四パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第四百二二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

令和五年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

主催者の名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

主催者の所在地 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

種類	開催年月日	会場名称（会場所在地）
研修	令和五年九月十二日 令和五年十月十五日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四丁目一番一号） 宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二番四十八号）
講習	令和五年九月十二日 令和五年十月十五日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四丁目一番一号） 宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二番四十八号）

三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和五年八月一日	令和五年八月二十五日	令和五年九月十五日
令和五年十月二十三日	令和五年十一月十七日	令和五年十二月八日

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千円

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第四百三三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人香木会 伊藤病院	仙台市青葉区二日町八番八号	令和五年五月二十四日	令和八年五月二十三日
社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の社二丁目二番五号	令和五年五月二十四日	令和八年五月二十三日
医療法人医徳会 真壁病院	東松島市矢本字鹿石前百九番地四	令和五年五月二十四日	令和八年五月二十三日

○宮城県告示第四百四号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によ

り、次のとおり特定農業用ため池として指定した。

令和五年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
鹿野開田2	大和町落合松坂字佐野二十五の九	令和五年三月二十二日

○宮城県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第八項の規定により、本県において実施中の市町村道の災害復旧に関する工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条の二第二項の規定に基づき告示する。

令和五年五月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線名	工事の区間	工事完了の期日
角田市道 東町寄井線	角田市角田字大島南四〇四番地先から 同市枝野字柳原四一番地先まで	令和五年五月二十九日

選挙管理委員会

○宮選挙告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

池田純後援会 池田 純 池田 純 多賀城市城南二一〇二二 令和五年四月七日

いとう真弓後援会 齊藤 規夫 齊藤 信威 多賀城市伝上山二一〇二二 令和五年

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
大内ゆうた後援会	大内 裕太	大内 亜弓			四月十八日
小野寺たかし後援会	小野寺 孝	小野寺 孝			四月三日
鎌田あきふみ後援会	千葉 勇治	田口 裕			四月十日
菊地しんじ後援会	菊地 伸志	菊地 浩			四月十八日
後藤咲子とたねまく会	後藤 咲子	後藤 咲子			四月三日
さこ道子後援会	山田 裕	白塚 佳史			四月十日
志賀まさるを応援する会	志賀 勝	志賀 勝			令和五年 三月二十七日
鈴木新一後援会	鈴木 新一	鈴木 宏美			令和五年 四月十一日
田村和也後援会	田村 和也	田村 和也			令和五年 四月十三日
丹野あつしサポート1ズクラブ	丹野 篤	丹野 智美			令和五年 四月二十一日
早坂みか後援会	早坂 美華	早坂 修			令和五年 四月四日
平岡しずか後援会	平岡 静香	平岡 静香			令和五年 四月二十四日
星陽介を応援する会	星 陽介	高橋 明子			令和五年 四月三日
本間けい後援会	本間 圭	本間 愛			令和五年 四月十八日
○宮選管告示第五十号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。					
令和五年五月二十六日					
宮城県選挙管理委員会	委員長	皆川 章太郎			
(一) 政党の支部					
自由民主党一迫支部	門傳 英慈	松田 久義			令和五年 三月二十五日
自由民主党築館支部	長谷川 敦	長谷川美子			令和五年 三月一日
自由民主党宮城県支部連合会	伊藤信太郎	伊藤信太郎			令和五年 四月九日
自由民主党宮城県第五選挙区支部	小野寺五典	政治団体の名称			令和五年 三月二十二日
宮城維新の会	早坂 敦	富谷市富ヶ丘二の所在事務所			令和五年 四月一日
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
明日の緒絶川を考える会	熊谷 陽	熊谷 陽			令和五年 三月三十一日
遠藤秀和後援会	遠藤 秀和	主たる事務所の所在地			令和四年 十一月四日
小山修作後援会	丹野 國義	丹野 國義			令和五年 四月六日
さい清志と元気なまちをつくる会	齋 一志	齋 一志			令和五年 三月十八日
さとう弘樹後援会	高橋 秀晃	高橋 秀晃			令和五年 三月十三日
さとう弘樹後援会	津田志朗巳	津田志朗巳			令和五年 四月八日
日本臨床検査技師連盟宮城県支部	藤巻 慎一	藤巻 慎一			令和五年 四月一日
宮城県中小企業政策推進協議会	岩沼 徳衛	主たる事務所の所在地			令和五年 四月三日
宮城未来政策研究会	鈴木 謙一	代表者			令和五年 四月一日
○宮選管告示第五十一号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治					
自由民主党宮城県第六選挙区支部	西村 明宏	自由民主党宮城			令和五年 三月二十二日
自由民主党富谷市富ヶ丘二の所在事務所	富谷市富ヶ丘二の所在事務所	富谷市富ヶ丘二の所在事務所			令和五年 四月一日
自由民主党宮城第五選挙区支部	齋藤 祐馬	野村 和雅			令和五年 三月三十一日
自由民主党宮城第六選挙区支部	野村 和雅	野村 和雅			令和五年 三月三十一日
自由民主党宮城第六選挙区支部	野村 和雅	野村 和雅			令和五年 三月三十一日

団体が解散した旨届出があった。

令和五年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

斉藤すみ子を励ます女性後援会 本田 弘枝 令和二年十二月一日

そのだ修光仙台後援会 千田 勝見 令和四年十二月三十一日

大日本天誠塾 佐藤 義弘 令和四年十二月三十一日

○宮選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

斉藤すみ子を励ます女性後援会

報告年月日 5. 3. 29 (2. 12. 1解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

そのだ修光仙台後援会

報告年月日 5. 4. 3 (4. 12. 31解散)

1 収入総額 59,000

本年収入額 59,000

2 支出総額 59,000

3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (21人) 21,000

個人の党費・会費 (21人) 21,000

寄附 38,000

個人分 38,000

4 支出の内訳 経常経費 880

事務所費 880

政治活動費 58,120

寄附・交付金 58,120

5 寄附の内訳

〔個人分〕

年間五万円以下のもの 38,000

大日本天誠塾

報告年月日 5. 4. 11 (4. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

大日本天誠塾

報告年月日 5.4.11 (4.12.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和五年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
池田 純	多賀城市議会議員	池田純後援会	多賀城市城南二一ー一二	令和五年四月一日
後藤 咲子	仙台市議会議員	後藤咲子とたねま会	仙台市泉区泉中央四一ー二二	令和五年四月十六日
丹野 篤	仙台市議会議員	丹野あつしサポーターズクラブ	仙台市宮城野区原町二一ー一六	令和五年四月二十日

○宮選管告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和四年宮選管告示第百二十三号の一部を次のとおり改める。

令和五年五月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

加藤けんいちを囲む会の令和三年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中 「2 支出総額 358,367」を「2 支出総額 402,217」に改める。

4 支出の内訳中

「4 支出の内訳」の次の行に

「経常経費 43,850

事務所費 43,850」を加える。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年5月26日

宮城県監査委員	高 橋 伸 二
宮城県監査委員	渡 辺 忠 徳
宮城県監査委員	成 田 由 加里
宮城県監査委員	吉 田 計

記

1 監査委員の報告日

令和5年2月21日

2 通知のあった日

令和5年4月7日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 112,808,139円

過年度分 202,391,475円

合 計 315,199,614円

・令和2年度収入未済額

現年度分 205,109,657円

過年度分 158,876,020円

合 計 363,985,677円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

令和3年度の収入未済額は、差押えなどの滞納処分や納税緩和措置を着実に実施した結果、前年度の収入未済額から減少したものの、過年度分に含まれる新型コロナウイルス感染症に係る特別徴収猶予の高額滞納事案に加え、現年度分においても高額滞納事案が新たに生じたことが要因となり、収入未済額に影響したところである。

＜処理内容＞

令和4年度においては、第6次県税滞納額縮減対策3か年計画及び令和4年度県税事務運営並びに令和4年度県税事務実施計画に基づき収入未済額の縮減と徴収確保に努めているところである。

個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策及び徴収担当職員研修を開催し、管内市町との連携強化や徴収スキル向上を図ったほか、宮城一斉滞納整理強化月間における共同文書催告、県税還付金差押支援なども行っている。また、新たに併任職員連絡会議を開催し、県市町の共通滞納者について情報共有を図るなど、協働して収入未済額の縮減に努めている。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝や財産調査に着手し、預貯金や給与などの換価・取立が容易な債権の差押えを行うとともに、納税資力のない滞納者については滞納処分の停止を適用するなど、適正な債権管理に努めている。

＜再発防止策＞

個人県民税については、今後も市町との連携強化及び協働体制を継続し、収入未済額の縮減に努めていく。

個人県民税以外の一般税については、新たな滞納を発生させないことが重要であり、特に、現年分の滞納者が多い自動車税種別割について、納税折衝時に翌年度の納期内一括納付を強く指導するとともに、早期に財産調査及び差押えなどの滞納処分を行っていく。また、高額課税事案は、賦課段階から所内での情報共有を図り、早期に納税折衝を行うとともに、財産調査、関係機関における情報収集等を行いながら、適切な滞納処分を行っていく。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 349,273,218円

過年度分 502,138,101円

合 計 851,411,319円

・令和2年度収入未済額

現年度分 1129,048,947円

過年度分 564,096,230円

合 計 1,693,145,177円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

令和3年度の収入未済額は、新型コロナウイルス感染症等の納税緩和措置を適用した事案の管理徹底による整理促進に努めたことにより、前年度から大幅に減少したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う減収等の影響による徴収緩和制度の適用や、新たな徴収困難事案の発生などが収入未済額に影響したものである。

＜処理内容＞

第6次県税滞納額縮減対策3か年計画及び令和4年度県税事務運営に基づき、引き続き仙台市と連携・協働して、徴収対策に取り組んでいるところである。

個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市との間で住民税徴収対策会議や滞納処分に特化した研修を開催し、情報共有及び滞納整理技法の向上を図ったほか、県税還付金の情報提供、車両保有状況調査支援を行うなど、協働した徴収対策に取り組み、徴収の確保と収入未済額の縮減に努めた。

また、個人県民税以外に関しては、滞納が発生した場合には早期の折衝、財産調査を行い、納税資力があるものにも関わらず、滞納している者に対しては、換価・取立が容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押えを行うなどの滞納処分を行った。

＜再発防止策＞

新型コロナウイルス感染症等の徴収緩和制度を適用した事案については、引き続き適切に進行管理する。その他、新たに発生する滞納事案については、滞納者の実態把握を徹底し、財産調査等の結果、納税資力があると判断された場合には滞納処分を前提とした滞納整理に取り組み、収入未済額の縮減を図っていく。

(3) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 90,442,131円

過年度分 151,510,690円

合 計 241,952,821円

・令和2年度収入未済額

現年度分 90,998,267円

過年度分 144,515,234円

合 計 235,513,501円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

納税者において、病气や失業、収入の減少などやむを得ない理由で納められない事案や、財産調査を行っても差押可能な財産が判明しない事案、税務署調査により過去3～5年に遡って修正され、3機関(国(税務署)、県税、市町)から同時に課税となり、大口の滞納となった事案等、諸々の理由により未済額が生じたもの。

＜処理内容＞

個人県民税については、管内市町との職員併任により7月1日付けで併任発令を行い、地元税務署の協力も得て、年2回共通する滞納事案について情報共有等を行い、連携強化を図った。

宮城一斉滞納整理強化月間では、管内市町との共同催告を実施したほか、住民税徴収対策会議において、滞納処分研修会を開催し、職員の徴収技術向上を図った。その他、県税還付金や財産調査結果の情報提供による差押支援を行った。

その他の税目については、年間計画に従い、各種財産調査の実施、その結果に基づく速やかな差押を実施し、未済額の縮減を図った。大口(滞納額30万円以上)事案及び困難事案は、定期的に検討会を開催して整理方針を決定し、その方針に従って滞納整理に取り組んだ。また、財産調査の結果、差押可能財産がない者については処分停止を行うなど、適切な債権管理に努めた。

＜再発防止策＞

「第6次県税滞納縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と徴収確保に努める。

個人県民税については、管内市町との職員併任による連携強化を継続し、住民税徴収対策会議による研修会の開催や共同催告(文書・訪宅)、還付金情報等の提供による差押え支援を

施する。

その他の税目については、自動車税を中心とした納期内納付啓発活動の実施、新たに滞納となった事案に対する催告(文書・訪宅)と財産調査の早期実施、事案の状況に応じた分納や差押等の実施、大口・困難事案検討会の開催や納税資力のない納税者に対する徴収緩和制度の適用等、適切な債権管理の実施により新たな収入未済額の発生を抑制する取組を行う。

(4) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 75,007,678円

過年度分 159,866,982円

合 計 234,874,660円

・令和2年度収入未済額

現年度分 178,218,277円

過年度分 173,860,740円

合 計 352,079,017円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

個人県民税以外の収入未済額については、一部の大口事業者において新型コロナウイルスに係る特例徴収猶予が解消されたことなどにより、令和2年度から122,090千円縮減できた一方、個人県民税の収入未済額については、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国税の調査決定に伴う大口滞納案件の発生などにより4,886千円増加した。

＜処理内容＞

個人県民税については、当所及び管内市町の徴収担当職員において併任制度の活用により、県と各市町が一体となって相互支援を行う体制を構築し、合同での捜索を積極的に実施したほか、徴収や賦課に係る会議、研修会を開催した。また、宮城一斉滞納整理強化月間における県と市町の連名による共同催告や毎月の自動車税還付金の差押支援など、さまざまな手法で収入未済額の縮減に努めている。

個人県民税以外の一般税目については、滞納発生後の速やかな整理を念頭に、計画的かつ効

率的な財産調査に努め、給与・預金等の債権や搜索による動産などについて積極的に差押処分を行うとともに、調査により納税資力がないと判断された滞納者に対しては処分停止等を行うなど、収入未済額の早期縮減に努めている。

＜再発防止策＞

収入未済額を縮減するためには、既存の滞納額の整理とともに、新たな滞納額の果積を防止することが重要であることから、新規の滞納については短期間で整理が行われるよう早期の催告と納税相談により納税指導しているほか、反応のない滞納者に対しては、直ちに給与や預金等の差押などの厳しい処分を毅然として行い、翌年度以降の滞納に対する抑止とした。

これらの方策には、処分可能な財産を早期に捕捉する調査手法が不可欠であることから、当所職員はもとより市町の徴収職員も含めて、OJTを基本にその他さまざまな研修機会を通じて徴収技法を一層向上させる取組を継続する。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分	15,943,971円
過年度分	43,010,007円
合 計	58,953,978円

・令和2年度収入未済額

現年度分	29,750,771円
過年度分	55,533,126円
合 計	85,283,897円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

病氣や失業、収入の減少などやむを得ない理由で納められない事案や、財産調査を実施しても差押可能な財産が判明しない事案、年度を超えて分納している事案等、諸々の理由により未済額が生じたもの。

＜処理状況＞

個人県民税は、収入未済額の縮減に向けた栗原市との情報・意見交換等による連携強化を

図った。11・12月の宮城一斉滞納整理強化月間では、栗原市との連名による共同催告を実施した。さらに北部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議を開催し、徴収技法の向上を図る滞納処分研修会を実施した。このほか、県税還付金差押支援の実施など栗原市に対する支援に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目は、地区担当者や納税指導員が連携し、過去の折衝記録等を参考にしながら早期の納税折衝及び財産調査に着手した。

滞納整理に当たっては、滞納者の財産調査を実施し、預貯金・生命保険・給与等の債権を主体とした差押及び取立を行った。分納管約等の履行管理を徹底した。納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行停止を適用するなど適正な債権管理に努めた。

＜再発防止策＞

「第6次県税滞納縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と徴収確保に努める。

個人県民税は、栗原市との協同体制を継続し、滞納処分等の業務支援、宮城一斉滞納整理強化月間の設定による集中的な滞納整理の一環として共同催告を実施する。北部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議の開催や、高度な徴収技法習得のための研修会を実施する。

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分	84,801,671円
過年度分	147,039,971円
合 計	231,841,642円

・令和2年度収入未済額

現年度分	104,291,564円
過年度分	140,873,817円
合 計	245,165,381円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

納税者個々に事情がありやむを得ず納付ができない、また、生活の維持、事業の継続が困難

であることから一括納付ができず、やむを得ず分割納付となる等、収入未済が発生する原因はさまざまである。

加えて、近年は新型コロナウイルス感染症の影響等により納税者の置かれた環境は厳しく、県税の徴収業務は難しい状況が続いており、令和3年度は、調定額130億7777万円のうち、個人県民税で2億117万円、個人県民税以外の一般税で3,067万円が収入未済となった。

＜処理内容＞

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」の縮減目標を参考に事務所において「県税滞納額縮減対策目標・事業計画」を策定し、管内市町と連携・協働し縮減目標達成に向けて取り組んだ。

個人県民税については、市町の徴収努力により年々縮減が図られているが、滞納額の8割を超える状況にあり、事務所としては、市町職員を対象とした「滞納処分研修会」を開催し徴収職員のスキル向上を図るとともに、市町との連名による「共同催告」「県税還付金の差押支援」を行う等、積極的に市町と連携・協働し各取組を実施した。

個人県民税以外の一般税については、引き続き計画的に財産調査を行い、比較的換価が容易な預貯金、給与、生命保険等の債権差押を積極的に実施するとともに、各種調査結果及び折衝内容から担税力を見極め、納税資力が無い滞納者には、地方税法に基づく納税の緩和措置（徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止）を講じるなど、個々の状況に応じた滞納整理を実施した。

＜再発防止策＞

今後もし引き続き、「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税滞納額縮減対策目標・事業計画」に基づき、管内市町と連携・協働し収入未済額の縮減に努める。

個人県民税については、管内市町と連携・協働した各取組を継続するとともに、個人県民税以外の一般税については、財産調査等により滞納者の担税力を見極め、差押等による滞納処分、納税緩和措置を適切に実施する等滞納者個々の状況に応じた滞納整理を進め、収入未済額の縮減に努める。

(7) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

選挙事務において、市町選挙管理委員会への選挙公報送致の遅延が認められたので、今後発生しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

宮城県議会議員選挙の選挙公報について、県選挙管理委員会事務局への誤った公報の掲載

順序の報告により再印刷が生じ、関係市町選挙管理委員会への公報送致が遅延したものを。

・当初送致予定日 令和3年10月24日

・実際の送致日 令和3年10月26日

・投開票日 令和3年10月31日

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

くじ抽選録は即時に選挙管理委員会事務局（本庁）へ報告する必要があったため、その報告の準備として事前に抽選結果を2パターン作成していたところであったが、抽選結果との突合確認が不十分のまま誤って、抽選結果と異なる抽選録をFAXにて報告をしてしまった。

抽選録の報告誤りは、翌日判明したため、再印刷が生じ、関係市町（石巻市、女川町）選挙管理委員会への公報送致は、予定日の2日遅れとなった。

＜処理内容＞

報告した抽選録は誤りであったことが判明した後、直ちに正規抽選録を選挙管理委員会事務局へ再報告した。

＜再発防止策＞

今後、同様の事案が発生しないよう、事前の選挙公報事務処理フローに沿った作業手順の確認及び複数人による記載内容の確認を徹底に行い、最終確認を徹底していくとともに、令和5年度は県議会議員選挙の執行が予定されていることから、「チェック体制の充実」を内部統制における重点項目の一つとして掲げ、支局員に周知し再発防止に努めていく。

(8) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 22,227,213円

過年度分 65,918,716円

合 計 88,145,929円

・令和2年度収入未済額

現年度分 27,641,655円

過年度分 63,905,671円

合計 91,547,326円

措置の内容

＜発生原因＞

病気や失業、収入の減少などやむを得ない理由で納められない事案や、財産調査を実施しても差押可能な財産が判明しない事案、年度を越えて分納している事案等、諸々の理由により未済額が生じたもの。

＜処理内容＞

個人県民税は、収入未済額の縮減に向けた登米市との情報・意見交換等による連携強化を図った。11・12月の宮城一斉滞納整理強化月間では、登米市との連名による共同催告を実施した。さらに、東部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議を開催し、徴収技法の向上を図る滞納処分研修会を実施した。このほか、県税還付金差押支援の実施など登米市に対する支援に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目は、滞納整理進行会議を定期的で開催し、滞納整理の方針や滞納者等の事案検討を適時実施し明確にした。滞納整理に当たっては、滞納者の財産調査を実施し、預貯金・生命保険・給与等の債権を主体とした差押及び取立を行った。分納誓約等の履行管理を徹底した。納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行停止を適用するなど適正な債権管理に努めた。

＜再発防止策＞

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と徴収確保に努める。

個人県民税は、登米市との協働体制を継続し、滞納処分等の業務支援、宮城一斉滞納整理強化月間の設定による集中的滞納整理の一環として共同催告を実施する。東部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議の開催や、高度な徴収技法習得のための研修会を実施する。

個人県民税以外の税目は、滞納整理進行会議を適宜開催し、滞納整理方針を明確にしつつ、納期内納税の推進や分納誓約の履行管理の徹底、早期に財産調査を実施し、滞納事案に即した差押等を行う。納税資力のない滞納者は、徴収緩和制度の適切な適用を行う。

(9) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 24,174,232円

過年度分 87,657,638円

合計 111,831,870円

・令和2年度収入未済額

現年度分 30,591,226円

過年度分 92,378,567円

合計 122,969,793円

措置の内容

＜発生原因＞

令和3年度の収入未済額は個人県民税が9割を占め、市町による徴収状況が収入未済額に大きく影響している。

また、その他の税目の収入未済額の半数は過年度分の事業税によるものであり、震災復興事業で土木建築業を営んでいた法人及び個人の事業者について、受注機会の減少により事業が立ち行かなくなるとともに、過年度分の所得に係る修正申告または更正決定により、一時に多額の課税が行われたことにより発生した滞納である。

＜処理内容＞

個人県民税については、令和4年度において、地方税法第48条による県の直接徴収を28件引き受け徴収に当たっているほか、市長と県税事務所長の連名による共同催告及び市と県税事務所の徴税吏員が一緒に直接訪をして行う共同徴収を実施した。また、市町職員の徴収技術の向上を図るための研修会を開催した。

その他の税目については、書面や訪宅及び電話等による折衝・催告で自主納付を促すとともに、早期に財産調査を実施し差押えを行っている。一方、納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行停止等を行い、適切な債権管理に努めている。

＜再発防止策＞

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、個人県民税については管内市町との連携・協働による取り組みを継続するとともに、その他の税目については納税折衝、財産調査及び滞納処分を早期に実施することにより収入未済額の解消に努めていく。

なお、納期内納税の推進を図り、現年課税分の徴収に注力しながら、新たな滞納の発生を抑制していく。

(10) 動物愛護センター

報 告 書 公 城 回

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>賃借料において、過年度支出が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>緑水ポンプ小屋敷地賃借料について、出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 1件 ・ 金額 16,000円 <p>ロ 措置の内容</p> <p><発生原因></p> <p>令和2年4月1日付けで土地賃借料の契約を締結していたが、庶務担当者が当該支払事務処理を失念していたこと及び組織における賃借借契約支払進行管理が不十分だったことにより、支払遅延が生じたもの。</p> <p><処理内容></p> <p>当該事実が発覚後、土地所有者に対し速やかに状況を説明、謝罪し、理解を得られたもの、令和2年度予算については既に出納閉鎖となっていたことから、令和4年3月31日に令和3年度予算から賃借料を支払ったもの。</p> <p><再発防止策></p> <p>賃貸借契約について契約締結時期や進捗状況、支払状況に関するチェックシートを作成し、今後はそれを用いて進行管理及び予算管理を行っていく。</p> <p>(11) 動物愛護センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>会計事務等に係る内部統制において、引き続き不適切な対応が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 内部牽制について、前年度定期監査で指摘事項となり、改善や是正に向けた取組を進めているところであるが、新たな不備が認められるなど、庁舎管理者、地方出納員としての審査確認及び管理職としての職員のフォローを含めた指揮監督が適切に行われているとは言いがたい状況にあるもの。</p> <p>2 会計年度任用職員、再任用職員及び歳入歳出外現金に係る多数の不適正な事務処理や土地使用料及び工事請負費に係る損害額の支払遅延などが認められたもの。</p> <p>ロ 措置の内容</p>	<p><発生原因></p> <p>令和3年度監査での指摘事項を受けて、業務全体を精査したところ、指摘事項と同時期に発生した他の不適切事務処理が発覚したものの。</p> <p>その原因としては、担当者においては、誤った計算式で会計年度職員の所得税や社会保険料を算出していった等、不適切な処理が多数行われており、管理職については、算出根拠を確認しないまま決裁するなどの処理を行っていた。双方とも、会計事務処理に関する知識及び理解の不足が主因で、併せて根拠の確認、進行管理が行われていなかった。</p> <p><処理内容></p> <p>チェックシートを利用するなどして歳入歳出外現金の不適正な事務処理が無いように確認を行った。</p> <p>金額が誤っている職員には、徴収あるいは還付を行い是正した。</p> <p>税務署、社会保険事務所、労働局に相談し、差額を追加納付する等の対応を行った。</p> <p><再発防止策></p> <p>会計年度職員の給与に関しては、税や社会保険料等について支払額の算出根拠を支出時に確認する。</p> <p>委託契約及び定例的な支出に関するチェックシートを作成し、契約状況や支出状況を確認しながら進行管理を行う。</p> <p>会計処理で不明な点については、速やかに担当部局に相談し教示を受ける等、疑問点を解決するとともに、担当者及び管理職は、研修受講や、会計事務の手引きやニュースレター等の資料を活用するなどして知識習得を図る。</p> <p>(12) 動物愛護センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手続きがなされていないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法第8条第2項 <p>ロ 措置の内容</p> <p><発生原因></p> <p>旧防火管理者が年度途中で退職しその時点で防火管理者の有資格者が不在となった。引継ぎが不十分であったことで防火管理者の解任及び選任の手続きがなされなかったもの。</p>
--	--

また、組織としても手続きの必要性を承知していなかった。

＜処理内容＞

令和4年11月16日及び17日に防火管理新規講習を受講し、令和4年11月24日付けで富谷消防署長に防火管理者の解任と選任について届出を行った。

＜再発防止策＞

防火管理者名を事務室内に掲示し、誰もか把握できる状況にする。併せて、人事異動に伴う変更が生じる際は、引継項目に記載し、有資格者でない場合は、新規講習受講日程を示し、受講について管理職が指示することとした。

(13) 動物愛護センター

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、引き続き不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員令和3年6月期及び令和3年12月期末手当に係る所得税について、引き続き3か月以上の払出遅延があったもの。

・件数 2件

・金額 16,960円

・納付期限 令和3年7月12日

令和4年1月11日

・払出年月日 令和4年3月30日

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

庶務担当者が歳入歳出外現金の払い出しを失念していたと思われること、組織もそれをチェックしきれず進行管理として不十分だったこと。

＜処理内容＞

令和3年6月期及び令和3年12月期会計年度任用職員期末手当に係る所得税を控除したものの支払を怠っており歳入歳出外現金に残ることが確認できたため、主務課による指導のもと令和4年3月に正しい額を算出し、同7日に税務署との間で支払方法について調整し令和4年3月30日に追加納付した。

＜再発防止策＞

出納員及び会計事務担当者は研修受講や各種資料により知識を習得するとともに、誤った会

計事務処理や形骸化したチェックに陥らないよう、定例支払チェック表や歳入歳出外現金出納簿を使用し、複数人により処理状況を確認の上、再発防止に努める。

(14) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和3年度収入未済額

現年度分 11,516,598円

過年度分 73,282,772円

合 計 84,799,370円

・令和2年度収入未済額

現年度分 5,582,642円

過年度分 71,548,583円

合 計 77,131,225円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

新型コロナウイルス感染症防止により被保護者訪問調査を自粛し、電話により世帯収入を含めた生活状況調査を行い、未申告の収入があれば収入申告書及び根拠書類提出を指導した。(電話調査は世帯状況に応じ、月1回から数か月に1回)

被保護世帯に対しては自主的に収入申告書を行うよう指導しているが、未申告により収入を確認した時点で既に消費され、収入に応じた生活保護扶助費返還を命ずるも、返還が困難となるものがあった。

＜処理内容＞

訪問等により納入を指導するとともに、一括返還が困難な場合は履行延期等特約承認による分納を促し、分納による返還としている被保護世帯に対し、生活保護法第78条の2に基づく扶助費からの徴収を促した。

また、令和4年11月から令和5年3月を「未収債権回収強化月間」に設定し、期間中1回以上の電話催告や訪問による納付指導を行った。

＜再発防止策＞

<p>1 未収債権の新規発生抑制 新規開始世帯を含む全世帯に対し、訪問調査時に収入申告義務について説明するよう職員に周知した。 また、週及年金等今後収入が見込まれるものについて、被保護世帯への事前説明及び適時収入確認を職員に周知した。</p> <p>2 未収債権の縮減 収入管理用の帳簿の情報共有化を図り、職員が適時収納状況を確認できるようにし、返還が遅延しているものについて、履行延期等特約承認による分納を含めた納入指導を行うよう職員に周知した。</p> <p>(15) 白石高等学校 イ 監査委員の報告の内容 報酬、通勤手当（旅費）及び需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 1 会計年度任用職員の報酬及び通勤手当（旅費）について、支給定日を過ぎて支給したものの。 ・件数 1件 ・金額 55,740円 ・支給定日 令和3年11月19日 ・支給日 令和3年11月26日 2 コピー料金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。 ・件数 1件 ・金額 27,050円</p> <p>ロ 措置の内容 ＜発生原因＞ 1 担当者が10月分の報酬等の支給の際に、令和3年10月から任用された会計年度任用職員分の支給を失念した。 また、新規任用職員の支給漏れがないように担当者に対しての声かけが行われず、支出決議書の決裁の際には、担当者以外の職員も支給漏れに気づかず、内部統制が機能しなかったもの。 2 コピー料金の支出命令決議決裁後、命令確認がされているものと錯誤した担当者が支出決</p>	<p>議書をフアイルに綴ってしまい、命令確認がされていない状態で相当の期間が経過してしまつたもの。 また、出納員及び担当者ともに財務システム上で随時可能な命令確認の進捗状況を把握していなかったもの。</p> <p>＜処理内容＞ 1 令和3年11月22日に担当者が未処理であることに気づき、支出の事務処理を行った。報酬及び通勤手当相当額（旅費）支給対象である講師に謝罪し、令和3年11月26日に支給した。（10月分報酬及び通勤手当相当額（旅費）支給日 令和3年11月19日） 2 令和3年12月1日に出納員が未確認命令一覧表により命令確認の入力漏れに気づき、同日確認入力を実施。支払先に支払いの遅延を謝罪し、令和3年12月6日に支払った。（約定による支払期限 令和3年12月3日）</p> <p>＜再発防止策＞ 1 会計年度職員の任用があつた場合には、事務室で情報を共有し、担当者に声かけを行うとともに、支出決議の決裁時に支給漏れがないか、複数の目で確実にチェックを行うことにした。併せて会計事務処理カレンダーや処理状況確認表（チェックリスト）を活用し、処理漏れ・支払遅延の防止を図っている。 2 出納員による財務システム（支払確認画面）での進捗確認と併せて、担当者も財務システム（支出命令一覧照会、出納員からの通知受信）による照会確認をし、もれなく適切な事務処理をするよう図っている。</p> <p>(16) 泉松陵高等学校 イ 監査委員の報告の内容 旅費において、引き続き3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) ・件数 2件 ・金額 46,641円</p> <p>ロ 措置の内容 ＜発生原因＞ 旅費事務担当者が、出張命令書及び復命書に記載した回覧済のチェック印を旅費支払処理済であると誤認し、当該書類をフアイルに綴じ込み、旅行命令書の起票及び支払処理を行わなかったことと、事務室内における確認体制が不十分だったことによるものである。</p>
---	---

＜処理内容＞
 歳出予算決算見込額調査の回答作成時に、旅費事務担当者が当該旅行命令票がないこと気づき、未処理であることが判明したため、結果として当該旅行終了から3か月以上経過して旅費を支払ったものである。

＜再発防止策＞

- 1 決裁済の出張命令何及び復命書は、すぐにはフアイルに綴じ込まず、事務室内のレターケースに一時保管し、所属職員皆が処理状況を確認できるようにした。
- 2 毎月10日締めで旅行命令票を起票し、翌月10日頃を目安として一ヶ月分の支払処理を行うようにした。
- 3 決裁済の旅行命令票は、支払未処理と支払処理済に区分し、それぞれ別の場所に一時保管し、旅費事務担当者による再確認及び当該担当者以外の職員による確認を徹底することとした。

4 毎月の支払処理完了後の旅行命令票等は、すぐにはフアイルに綴じ込まず、事務室内のレターケースとは別の場所に一時保管し、事務室内の支払処理の漏れがないかどうかの最終確認を徹底することとした。

また、上記に加え、事務室内の打合せ等により、所属職員皆で各担当業務の進捗状況の共有を図るとともに、事務室長及び事務次長は、担当者とのコミュニケーションを取りながら、進捗状況を確認し、必要に応じて、業務分担等の支援等を行っていくことにより、再発防止に努めていく。

(17) 石巻北高等学校

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の貸付契約に係る雑入において、調定漏漏が認められたので、今後再発しないよう対策を講じらいたい。

(内容)

自動販売機設置に係る雑入（電気料）について、調定を行っていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 3,072円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

電気料の支払いの際に、自動販売機に係る電気料を別途計算し、設置業者に請求するところ、事務室内全員で至急の書類確認作業を行っていたため、調定及び請求の事務処理が途中で中断

され、そのまま失念してしまったもの。

また、担当者以外職員の決裁時においても、請求漏れに気づかず内部統制が十分に機能しなかったもの。

＜処理内容＞

当該業者には、令和4年7月29日に請求漏れがあった旨を電話で説明するとともに、文書で通知した。説明に対し了承した旨を確認できたことから、8月22日に調定決議を行い、納入通知書を送付し、9月9日に収納された。

＜再発防止策＞

現在は、毎月の電気料支出命令決議とともに、調定決議も同時に処理することを徹底している。また、定例業務は、会計課のチェックシートを参考に作成したチェックシートを活用し、確実に事務処理状況の管理を行っている。

(18) 支援学校岩沼高等学園

イ 監査委員の報告の内容

諸手当において、支給額誤りが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じらいたい。

(内容)

自動車等使用者の通勤手当について、通勤の認定誤りによる支給額の誤りがあったもの。

また、過支給額の一部が時刻により徴収できなかったもの。

- ・件数 1件
- ・正支給額 1,067,100円
- ・誤支給額 11,607,700円

・過支給額 93,600円（うち時刻により徴収できなかった差額 12,600円）

・誤支給期間 平成28年1月～令和3年9月

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

職員の通勤手当について、最短経路を誤ったまま認定されていたもの。

当該通勤距離については、所属において事後確認を年1回実施しているが、その際は認定距離と実測距離に差がなかったため、最短経路の確認を行っていなかった。

ところが、令和3年度に実施した事後確認において、認定距離と手当受給職員から報告された実測距離に2km以上の差があったため、実測した通勤経路を確認したところ、通勤手当上の経路が最短ではない経路で認定されていたことが判明したものの。

<処理内容>

令和3年度の事後確認で通勤距離の再計測を行い、事実が判明したため、その後速やかに返納処理の手続きを行った。

- ・ 事後確認期間 令和3年7月～8月
- ・ 再計測 令和3年8月中旬頃
- ・ 返納日 令和3年10月21日

<再発防止策>

通勤手当の認定時においては、担当者が最短経路の確認を必ず行うとともに、同じ方面から通勤している職員の経路との整合性を確認するほか、複数人でチェックを行うことを徹底する。今後は、届出者に対し最短経路で複数回計測を行ったか十分に確認し、適正な距離で届出するよう促すとともに、判断が困難な場合は客観的な資料等を元に事務室内で慎重に検討した上で認定するよう努めていく。

○宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果（令和5年5月22日付けで請求人に通知）を別冊のとおり公表する。
令和5年5月26日

宮城県監査委員 成 田 由 加 里
宮城県監査委員 吉 田 計